

2021年1月10日

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

この度、千葉県・埼玉県・東京都及び神奈川県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されました。

セレーニア住民の皆様には日頃からコロナ対策への積極的なご協力に感謝いたします。感染者の激増に伴い、当マンションの浴場とプール及びフィットネスルームの使用方法について以下のようにしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

※ 浴場とプール（同時に4人まで）

脱衣場にて入浴者自身が5人目に当たると判断された時は、浴場入り口の椅子にかけてお待ちください。

※ フィットネスルーム（同時に3人まで）

4人目にあたる時は、入り口の椅子にかけてお待ちください。以上のことをお守りいただき、セレーニアから感染者を出さぬようお互いに気をつけましょう。

管理組合理事長 小林幹彦